議案第 14 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年 3月 4日提出 三宅町長 森田 浩司

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年8月25日三宅町条例第38号) の一部を次のように改正する。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第1号に規定する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については13,000円、扶養親族たる父母等」に改め、「、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定そ の他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第7条の2を次のように改める。

第7条の2 削除

第7条の3第2項中「100分の3」を「100分の4」に改める。

第8条第1項に次の1号を加える。

(2) 第8条の3第1項又は第3項により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住居(規則で定める住居を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものを権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

第8条の2第1項第1号中「及び次項」を削り、同条第2項第1号中「以下この号及び第3号」を「次項」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当にかかる支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 運賃相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上 ある場合においては、その合計額)、前項第2号に定める額をその支給単位期 間の月数で除して得た額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額 は、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間に つき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第8条の2の次に次の1条を加える。

(単身赴任手当)

- 第8条の3 勤務場所を異にする異動又は勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合には、この限りでない
- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円(規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下「交通距離」という。)が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額)とする。
- 3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると 認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴 任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第14条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において町長が規則で定める額」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあたつては、その額に100分の150を乗じて得た額)」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額
- (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内 において規則で定める額

第14条の2中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、第13条の2第1項に規定する管理職手当の支給 を受ける職員が災害への対処その他臨時又は緊急の必要により午後10時から 翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であつて正規の勤 務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職特別勤務手当 を支給する。

第15条の2第1項第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に、同条同項第4号中「禁錮」 を「拘禁刑」に改める。

第15条の3第1項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に、同条第5項第1号中「禁錮」 を「拘禁刑」に改める。

第17条の2第1項中「、第7条の2及び第8条」を削り、同条第2項中「、第7条の 2」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

職員	職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級
の区	への級						
分	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定年		円	円	円	円	円	円
前再	1	183,500	230,000	265, 300	298,800	321,300	355, 200
任用	2	184,600	231,500	266, 300	300,300	323, 100	356,900
短時	3	185,800	233,000	267, 300	301,800	324,900	358,500
間勤	4	186,900	234, 500	268, 300	303, 200	326,600	360,100
務職	5	188,000	236,000	269, 300	304,600	328, 300	361,700
員以	6	189,700	237,500	270, 300	305,700	330,000	363,500
外の	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
職員	8	192,900	240,500	272, 300	307,900	333,400	366,600

		_	_	_		
9	194,500	242,000	273, 300	309,100	335,000	368,000
10	196,200	243, 400	274, 300	310,700	336,700	369,600
11	197,800	244,800	275, 300	312,300	338, 400	371,200
12	199,400	246, 200	276,400	313,900	340,000	372,700
13	201,000	247, 400	277, 400	315,400	341,500	374,600
14	202,700	248,600	278, 700	317,000	343, 100	376,500
15	204, 400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
16	206, 100	251,000	281, 200	320, 200	346, 200	380,200
17	207,400	252, 100	282,500	321,700	347,600	381,700
18	209,000	253, 200	283,800	323,400	349,300	383,500
19	210,600	254, 300	285,000	325,000	350,900	385,200
20	212, 100	255, 400	286, 200	326,600	352,500	386,800
21	213,600	256,400	287, 300	328,000	353,700	388,500
22	215, 200	257, 400	288, 500	329,700	355, 200	389,900
23	216,800	258, 400	289,800	331,400	356,700	391,300
24	218,400	259, 400	291, 100	333,000	358, 200	392,700
25	220,000	260,400	292, 400	334, 200	359,900	394, 100
26	221,700	261,300	293, 400	336,100	361,700	395,300
27	223,000	262, 200	294, 400	337,800	363, 400	396,500
28	224,300	263, 100	295, 500	339,400	365, 100	397,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800
31	227,800	265,500	298, 900	344, 100	369,000	400,900
32	228,900	266,300	300, 100	345,700	370,400	402,000
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400
35	232, 200	268,600	303, 900	351,000	373,400	404, 100
36	233,300	269,300	305, 200	352,800	374,500	404,800
37	234, 400	270,000	306,500	354,300	375, 300	405,400
38	235, 400	270,800	307,800	355,700	376, 200	406,000

39	236,400	271,600	309, 100	357,100	377, 100	406,500
40	237,300	272, 300	310, 400	358,500	377,900	406,900
41	238, 200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300
42	239, 100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500
43	239,900	274,600	314, 300	361,800	380,300	407,800
44	240,700	275, 300	315, 400	362,800	381,000	408, 100
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408, 400
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383, 100	409,000
48	243,200	278, 100	320, 200	366,700	383,800	409,300
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384, 300	409,500
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
51	245,000	280, 200	323, 900	369,000	385,500	410, 100
52	245,500	280,900	325, 100	369,600	386, 200	410,400
53	246,000	281,500	326, 400	370,000	386,600	410,600
54	246,400	282, 200	327,500	370,600	387, 200	410,900
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388, 300	411,500
57	247,300	284, 100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389, 300	412,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248, 200	286, 100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375, 100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335, 300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336, 100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377, 200	393, 100	414,000
67	250,300	290, 100	337,500	377,900	393,500	414, 300
68	250,600	290,700	338, 100	378,500	393,900	414,500

i	i i		i		1	
69	250,900	291, 200	338,600	378,900	394, 200	414,700
70	251,200	291,700	339, 200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292, 300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340, 300	380,500	395,000	415,500
73	252, 100	293, 400	340,600	381,000	395, 200	415,700
74	252,400	293, 900	341, 100	381,600	395,500	
75	252,700	294, 300	341,500	382, 100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396, 200	
78	253,600	295, 100	342,800	383, 300	396,500	
79	253,900	295, 300	343, 300	383,700	396,800	
80	254, 200	295,600	343,800	384, 100	397,000	
81	254,500	295,800	344, 100	384,500	397, 200	
82	254,800	296,000	344, 500	385,000	397,500	
83	255, 100	296,300	344, 900	385, 400	397,800	
84	255, 400	296,500	345, 300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386, 100	398, 200	
86	256,000	297, 100	346,000			
87	256,300	297, 400	346, 400			
88	256,600	297,700	346,800			
89	256,900	298,000	347,000			
90	257, 200	298, 300	347, 400			
91	257,500	298,600	347,800			
92	257,800	299,000	348, 200			
93	258, 100	299, 200	348, 400			
94		299, 400	348,800			
95		299,700	349, 200			
96		300, 100	349,500			
97		300, 300	349,800			
98		300,600	350, 200			

99		301,000	350,600			
100		301,400	351,000			
101		301,600	351,500			
102		301,900	351,900			
103		302, 200	352,300			
104		302,500	352,700			
105		302,700	353, 200			
106		303,000	353,600			
107		303,300	353,900			
108		303,600	354, 200			
109		303,800	354,700			
110		304, 200				
111		304,600				
112		304,900				
113		305, 100				
114		305, 300				
115		305,600				
116		306,000				
117		306, 200				
118		306, 400				
119		306,700				
120		307,000				
121		307, 400				
122		307,600				
123		307,900				
124		308, 200				
125		308, 500				
定年前再任用短	円	円	円	円	円	円
時間勤務職員	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年9月20日三宅町条 例第18号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「374,000円」を「392,000円」に、「422,000円」を「440,000円」に、「472,000円」を「492,000円」に改め、同条第3項を削る。第8条第1項中「第7条の2、」を削り、「、第13条の2及び第16条」を「及び第13条の2」に改め、同条第2項中「「100分の130」とあるのは、「100分の167.5」」を「「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第16条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」」に改め、同項後段を削る。

第10条第2項中「、第7条の2」を削る。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(令和4年3月22日三宅町条 例第1-17号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号を削り、同項第2号中「及び孫」を削り、同号を同項第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 満22歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある孫 第5条第2項第3号を同号とし、同項第4号を同号とし、同項第5号を同号とす る。

第11条の2中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、第4条の規定に基づく管理者が指定する職にある職員が災害への対処その他臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれている時間を除く。)であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職特別勤務手当を支給する。

第18条中「及び第6条」を削る。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正) 第4条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和5年3月20 日三宅町条例第4号)の一部を次のように改正する。 附則第9条中「から第7条の2まで、第8条」を削る。

附則

(施行期日等)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年8月25日三宅町条例第38号。以下「給与条例」という。) 第15条の2及び第15条の3の改正規定は、この条例は、刑法等の一部を改正する 法律(令和4年法律第67号)の施行の日から施行する。

(号給の切替え)

第2条 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において給与条例別表1 の給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた 職務の級であったものの切替日における号給(次条及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日に おいてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給という。

(切替日前の異動者の号給調整)

第3条 切替日前に職務の級に異にする異動した職員及び町長の定めるこれに 準ずるものをした職員の新号給について、その者が切替日において当該異動又 は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度に おいて、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例(以下「改正後給与条例」という。)第7条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは
 - 「(5) 重度心身障害者
 - (6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情である者を含む。)」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(単身赴任手当に関する経過措置)

第5条 改正後給与法第8条の3第1項の規定は、切替日前に新たに給与表の適用 を受ける職員となった者にも適用する。

(拘禁刑に係る経過措置)

第6条 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)及び刑法等の一部を 改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(令和4年法律第68 号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められ ている罪につき起訴をされた者は、改正後の給与条例第15条の2第3号及び同条 同項第4号、第15条の3第1項第1号及び同条第5項第1号(給与条例第16条におい て準用する場合も含む。)の規定については、拘禁刑が定められている罪につ き起訴をされた者とみなす。

(その他の経過措置の規則への委任)

第7条 附則第2条から前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な 経過措置は、規則で定める。

附則別表 号給の切替表(附則第2条関係)

าไม	以1111111111111111111111111111111111111	M 0 9 日 1		*J/JN/	
	旧号俸		新	号 俸	
	旧万伴	3級	4級	5級	6級
	1	1	1	1	1
	2	1	1	1	1
	3	1	1	1	1
	4	1	1	1	1
	5	1	1	1	1
	6	2	1	1	1
	7	3	1	1	1
	8	4	1	1	1
	9	5	1	1	1
	10	6	2	2	1
	11	7	3	3	1
	12	8	4	4	1
	13	9	5	5	1
	14	10	6	6	2
	15	11	7	7	3
	16	12	8	8	4
	17	13	9	9	5
	18	14	10	10	6
	19	15	11	11	7
	20	16	12	12	8
	21	17	13	13	9
	22	18	14	14	10
	23	19	15	15	11

24 20 16 16 12 25 21 17 17 13 26 22 18 18 14 27 23 19 19 15 28 24 20 20 16 29 25 21 21 17 30 26 22 22 18 31 27 23 23 19 32 28 24 24 20 33 29 25 25 21 34 30 26 26 22 35 31 27 27 23 36 32 28 28 24 37 33 29 29 25 38 34 30 30 26 39 35 31 31 27 40 36 32 32 28					
25 21 17 17 13 26 22 18 18 14 27 23 19 19 15 28 24 20 20 16 29 25 21 21 17 30 26 22 22 18 31 27 23 23 19 32 28 24 24 20 33 29 25 25 21 34 30 26 26 22 35 31 27 27 23 36 32 28 28 24 37 33 29 29 25 38 34 30 30 26 39 35 31 31 27 40 36 32 32 28 41 37 33 33 29	24	20	16	16	12
26 22 18 18 14 27 23 19 19 15 28 24 20 20 16 29 25 21 21 17 30 26 22 22 18 31 27 23 23 19 32 28 24 24 20 33 29 25 25 21 34 30 26 26 22 35 31 27 27 23 36 32 28 28 24 37 33 29 29 25 38 34 30 30 26 39 35 31 31 27 40 36 32 32 28 41 37 33 33 29 42 38 34 34 30		21	17	17	13
27 23 19 19 15 28 24 20 20 16 29 25 21 21 17 30 26 22 22 18 31 27 23 23 19 32 28 24 24 20 33 29 25 25 21 34 30 26 26 22 35 31 27 27 23 36 32 28 28 24 37 33 29 29 25 38 34 30 30 26 39 35 31 31 27 40 36 32 32 28 41 37 33 33 29 42 38 34 34 30 42 38 34 34 30		22	18	18	14
28 24 20 20 16 29 25 21 21 17 30 26 22 22 18 31 27 23 23 19 32 28 24 24 20 33 29 25 25 21 34 30 26 26 22 35 31 27 27 23 36 32 28 28 24 37 33 29 29 25 38 34 30 30 26 39 35 31 31 27 40 36 32 32 28 41 37 33 33 29 42 38 34 34 30 42 38 34 34 30 43 39 35 35 31		23	19		15
29 25 21 21 17 30 26 22 22 18 31 27 23 23 19 32 28 24 24 20 33 29 25 25 21 34 30 26 26 22 35 31 27 27 23 36 32 28 28 24 37 33 29 29 25 38 34 30 30 26 39 35 31 31 27 40 36 32 32 28 41 37 33 33 29 42 38 34 34 30 42 38 34 34 30 43 39 35 35 31 44 40 36 36 32					16
30 26 22 22 18 31 27 23 23 19 32 28 24 24 20 33 29 25 25 21 34 30 26 26 22 35 31 27 27 23 36 32 28 28 24 37 33 29 29 25 38 34 30 30 26 39 35 31 31 27 40 36 32 32 28 41 37 33 33 29 42 38 34 30 30 26 41 37 33 33 29 42 38 34 30 30 26 41 37 37 33 33 29 42 38 34 <td< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></td<>					
31 27 23 23 19 32 28 24 24 20 33 29 25 25 21 34 30 26 26 22 35 31 27 27 23 36 32 28 28 24 37 33 29 29 25 38 34 30 30 26 39 35 31 31 27 40 36 32 32 28 41 37 33 33 29 42 38 34 30 30 26 41 37 33 33 29 25 42 38 34 34 30 30 26 41 37 33 33 29 28 28 41 30 30 36 32 28 31 <		26	22		18
32 28 24 24 20 33 29 25 25 21 34 30 26 26 22 35 31 27 27 23 36 32 28 28 24 37 33 29 29 25 38 34 30 30 26 39 35 31 31 27 40 36 32 32 28 41 37 33 33 29 42 38 34 34 30 42 38 34 34 30 43 39 35 35 31 44 40 36 36 32 45 41 37 37 33 46 42 38 38 34 47 43 39 39 35					
33 29 25 25 21 34 30 26 26 22 35 31 27 27 23 36 32 28 28 24 37 33 29 29 25 38 34 30 30 26 39 35 31 31 27 40 36 32 32 28 41 37 33 33 29 42 38 34 34 30 43 39 35 35 31 44 40 36 36 32 45 41 37 37 33 44 40 36 36 32 45 41 37 37 33 46 42 38 38 34 47 43 39 39 35		28			20
35 31 27 27 23 36 32 28 28 24 37 33 29 29 25 38 34 30 30 26 39 35 31 31 27 40 36 32 32 28 41 37 33 33 29 42 38 34 34 30 43 39 35 35 31 44 40 36 36 32 45 41 37 37 33 46 42 38 38 34 47 43 39 39 35 48 44 40 40 36 49 45 41 41 37 50 46 42 42 38 51 47 43 43 39		29	25		21
36 32 28 28 24 37 33 29 29 25 38 34 30 30 26 39 35 31 31 27 40 36 32 32 28 41 37 33 33 29 42 38 34 34 30 43 39 35 35 31 44 40 36 36 32 45 41 37 37 33 46 42 38 38 34 47 43 39 39 35 48 44 40 40 36 49 45 41 41 37 50 46 42 42 38 51 47 43 43 39 52 48 44 40 40 36	34	30	26	26	22
37 33 29 29 25 38 34 30 30 26 39 35 31 31 27 40 36 32 32 28 41 37 33 33 29 42 38 34 34 30 43 39 35 35 31 44 40 36 36 32 45 41 37 37 33 46 42 38 38 34 47 43 39 39 35 48 44 40 40 36 49 45 41 41 37 50 46 42 42 38 51 47 43 43 39 52 48 44 44 40 53 49 45 45 41	35	31	27	27	23
37 33 29 29 25 38 34 30 30 26 39 35 31 31 27 40 36 32 32 28 41 37 33 33 29 42 38 34 34 30 43 39 35 35 31 44 40 36 36 32 45 41 37 37 33 46 42 38 38 34 47 43 39 39 35 48 44 40 40 36 49 45 41 41 37 50 46 42 42 38 51 47 43 43 39 52 48 44 44 40 53 49 45 45 41	36	32	28	28	24
39 35 31 31 27 40 36 32 32 28 41 37 33 33 29 42 38 34 34 30 43 39 35 35 31 44 40 36 36 32 45 41 37 37 33 46 42 38 38 34 47 43 39 39 35 48 44 40 40 36 49 45 41 41 37 50 46 42 42 38 51 47 43 43 39 52 48 44 40 40 36 49 45 41 41 37 50 46 42 42 38 51 47 43 43 39		33	29	29	25
40 36 32 32 28 41 37 33 33 29 42 38 34 34 30 43 39 35 35 31 44 40 36 36 32 45 41 37 37 33 46 42 38 38 34 47 43 39 39 35 48 44 40 40 36 49 45 41 41 37 50 46 42 42 38 51 47 43 43 39 52 48 44 40 36 49 45 41 41 37 50 46 42 42 38 51 47 43 43 39 52 48 44 44 40	38	34	30	30	26
41 37 33 33 29 42 38 34 34 30 43 39 35 35 31 44 40 36 36 32 45 41 37 37 33 46 42 38 38 34 47 43 39 39 35 48 44 40 40 36 49 45 41 41 37 50 46 42 42 38 51 47 43 43 39 52 48 44 44 40 53 49 45 41 41 37 54 50 46 42 42 38 51 47 43 43 39 52 48 44 44 40 53 49 45 45 <td< td=""><td>39</td><td>35</td><td>31</td><td>31</td><td>27</td></td<>	39	35	31	31	27
42 38 34 34 30 43 39 35 35 31 44 40 36 36 32 45 41 37 37 33 46 42 38 38 34 47 43 39 39 35 48 44 40 40 36 49 45 41 41 37 50 46 42 42 38 51 47 43 43 39 52 48 44 44 40 53 49 45 45 41 54 50 46 46 42 55 51 47 47 43 56 52 48 48 44 57 53 49 49 45 58 54 50 50 46 59 55 51 51 47 60 56 52 <td< td=""><td></td><td>36</td><td>32</td><td>32</td><td>28</td></td<>		36	32	32	28
43 39 35 35 31 44 40 36 36 32 45 41 37 37 33 46 42 38 38 34 47 43 39 39 35 48 44 40 40 36 49 45 41 41 37 50 46 42 42 38 51 47 43 43 39 52 48 44 44 40 53 49 45 45 41 54 50 46 46 42 55 51 47 47 43 56 52 48 48 44 57 53 49 49 45 58 54 50 50 46 59 55 51 51 47 60 56 52 52 48 61 57 53 <td< td=""><td>41</td><td>37</td><td>33</td><td>33</td><td>29</td></td<>	41	37	33	33	29
44 40 36 36 32 45 41 37 37 33 46 42 38 38 34 47 43 39 39 35 48 44 40 40 36 49 45 41 41 37 50 46 42 42 38 51 47 43 43 39 52 48 44 44 40 53 49 45 45 41 54 50 46 46 42 55 51 47 47 43 56 52 48 48 44 57 53 49 49 45 58 54 50 50 46 59 55 51 51 47 60 56 52 52 48	42	38	34	34	30
45 41 37 37 33 46 42 38 38 34 47 43 39 39 35 48 44 40 40 36 49 45 41 41 37 50 46 42 42 38 51 47 43 43 39 52 48 44 44 40 53 49 45 45 41 54 50 46 46 42 55 51 47 47 43 56 52 48 48 44 57 53 49 49 45 58 54 50 50 46 59 55 51 51 47 60 56 52 52 48 61 57 53 53 49	43	39	35	35	31
46 42 38 38 34 47 43 39 39 35 48 44 40 40 36 49 45 41 41 37 50 46 42 42 38 51 47 43 43 39 52 48 44 44 40 53 49 45 45 41 54 50 46 46 42 55 51 47 47 43 56 52 48 48 44 57 53 49 49 45 58 54 50 50 46 59 55 51 51 47 60 56 52 52 48 61 57 53 53 49 62 58 54 54 50 63 59 55 55 51 64 60 56 <td< td=""><td></td><td>40</td><td>36</td><td></td><td>32</td></td<>		40	36		32
47 43 39 39 35 48 44 40 40 36 49 45 41 41 37 50 46 42 42 38 51 47 43 43 39 52 48 44 44 40 53 49 45 45 41 54 50 46 46 42 55 51 47 47 43 56 52 48 48 44 57 53 49 49 45 58 54 50 50 46 59 55 51 51 47 60 56 52 52 48 61 57 53 53 49 62 58 54 54 50 63 59 55 55 51 64 60 56 56 52 65 61 57 <td< td=""><td>45</td><td>41</td><td>37</td><td>37</td><td>33</td></td<>	45	41	37	37	33
48 44 40 40 36 49 45 41 41 37 50 46 42 42 38 51 47 43 43 39 52 48 44 44 40 53 49 45 45 41 54 50 46 46 42 55 51 47 47 43 56 52 48 48 44 57 53 49 49 45 58 54 50 50 46 59 55 51 51 47 60 56 52 52 48 61 57 53 53 49 62 58 54 54 50 63 59 55 55 51 64 60 56 56 52 65 61 57 57 53 66 62 58 <td< td=""><td>46</td><td>42</td><td>38</td><td>38</td><td>34</td></td<>	46	42	38	38	34
49 45 41 41 37 50 46 42 42 38 51 47 43 43 39 52 48 44 44 40 53 49 45 45 41 54 50 46 46 42 55 51 47 47 43 56 52 48 48 44 57 53 49 49 45 58 54 50 50 46 59 55 51 51 47 60 56 52 52 48 61 57 53 53 49 62 58 54 54 50 63 59 55 55 51 64 60 56 56 52 65 61 57 53 53 64 60 56 56 52 65 61 57 <td< td=""><td>47</td><td>43</td><td>39</td><td>39</td><td>35</td></td<>	47	43	39	39	35
50 46 42 42 38 51 47 43 43 39 52 48 44 44 40 53 49 45 45 41 54 50 46 46 42 55 51 47 47 43 56 52 48 48 44 57 53 49 49 45 58 54 50 50 46 59 55 51 51 47 60 56 52 52 48 61 57 53 53 49 62 58 54 54 50 63 59 55 55 51 64 60 56 56 52 65 61 57 57 53 66 62 58 58 54	48	44	40	40	36
51 47 43 43 39 52 48 44 44 40 53 49 45 45 41 54 50 46 46 42 55 51 47 47 43 56 52 48 48 44 57 53 49 49 45 58 54 50 50 46 59 55 51 51 47 60 56 52 52 48 61 57 53 53 49 62 58 54 54 50 63 59 55 55 51 64 60 56 56 52 65 61 57 57 53 66 62 58 58 54	49	45	41	41	37
52 48 44 44 40 53 49 45 45 41 54 50 46 46 42 55 51 47 47 43 56 52 48 48 44 57 53 49 49 45 58 54 50 50 46 59 55 51 51 47 60 56 52 52 48 61 57 53 53 49 62 58 54 54 50 63 59 55 55 51 64 60 56 56 52 65 61 57 57 53 66 62 58 58 54		46	42	42	38
52 48 44 44 40 53 49 45 45 41 54 50 46 46 42 55 51 47 47 43 56 52 48 48 44 57 53 49 49 45 58 54 50 50 46 59 55 51 51 47 60 56 52 52 48 61 57 53 53 49 62 58 54 54 50 63 59 55 55 51 64 60 56 56 52 65 61 57 57 53 66 62 58 58 54	51	47	43		39
54 50 46 46 42 55 51 47 47 43 56 52 48 48 44 57 53 49 49 45 58 54 50 50 46 59 55 51 51 47 60 56 52 52 48 61 57 53 53 49 62 58 54 54 50 63 59 55 55 51 64 60 56 56 52 65 61 57 57 53 66 62 58 58 54				44	
55 51 47 47 43 56 52 48 48 44 57 53 49 49 45 58 54 50 50 46 59 55 51 51 47 60 56 52 52 48 61 57 53 53 49 62 58 54 54 50 63 59 55 55 51 64 60 56 56 52 65 61 57 57 53 66 62 58 58 54	53	49	45	45	41
56 52 48 48 44 57 53 49 49 45 58 54 50 50 46 59 55 51 51 47 60 56 52 52 48 61 57 53 53 49 62 58 54 54 50 63 59 55 55 51 64 60 56 56 52 65 61 57 57 53 66 62 58 58 54	54	50	46	46	42
57 53 49 49 45 58 54 50 50 46 59 55 51 51 47 60 56 52 52 48 61 57 53 53 49 62 58 54 54 50 63 59 55 55 51 64 60 56 56 52 65 61 57 57 53 66 62 58 58 54			47		43
58 54 50 50 46 59 55 51 51 47 60 56 52 52 48 61 57 53 53 49 62 58 54 54 50 63 59 55 55 51 64 60 56 56 52 65 61 57 57 53 66 62 58 58 54	56	52	48	48	44
59 55 51 51 47 60 56 52 52 48 61 57 53 53 49 62 58 54 54 50 63 59 55 55 51 64 60 56 56 52 65 61 57 57 53 66 62 58 58 54	57	53	49	49	45
60 56 52 52 48 61 57 53 53 49 62 58 54 54 50 63 59 55 55 51 64 60 56 56 52 65 61 57 57 53 66 62 58 58 54	58	54	50		46
61 57 53 53 49 62 58 54 54 50 63 59 55 55 51 64 60 56 56 52 65 61 57 57 53 66 62 58 58 54	59	55	51		47
62 58 54 54 50 63 59 55 55 51 64 60 56 56 52 65 61 57 57 53 66 62 58 58 54	60				
63 59 55 51 64 60 56 56 52 65 61 57 57 53 66 62 58 58 54					
64 60 56 56 52 65 61 57 57 53 66 62 58 58 54					
65 61 57 57 53 66 62 58 58 54					
66 62 58 58 54		60			
67 63 59 59 55					
	67	63	59	59	55

68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			

	112	108		
I	113	109		

一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第38号)新旧対照表

改正後(案)	現行
(扶養手当)	(扶養手当)
第7条 (略)	第7条 (略)
2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主と	2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主と
してその職員の扶養を受けているものをいう。	してその職員の扶養を受けているものをいう。
(削除)	<u>(1)</u> 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあ
	<u>る者を含む。以下同じ。)</u>
<u>(1)</u> (略)	<u>(2)</u> (略)
<u>(2)</u> (略)	<u>(3)</u> (略)
<u>(3)</u> (略)	<u>(4)</u> (略)
<u>(4)</u> (略)	<u>(5)</u> (略)
<u>(5)</u> (略)	<u>(6)</u> (略)
3 扶養手当の月額は、 <u>前項第1号に規定する扶養親族(次項におい</u>	3 扶養手当の月額は、 <u>扶養親族たる配偶者、父母等</u>
て「扶養親族たる子」という。)については13,000円、扶養親族	
<u>たる父母等</u> については1人につき6,500円	については1人につき6,500円 <u>、前項第2号に該当する</u>
	扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につ
とする。	<u>き10,000円</u> とする。
4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から	4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下 <u>「特定期</u>
にある子がいる場合における扶養手当の月額は、	<u>間」という。)</u> にある子がいる場合における扶養手当の月額は、

前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>当該期間に</u>ある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給 額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定 める。

第7条の2 削除

前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>特定期間に</u>ある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(新規)

- 第7条の2 新たに職員となった者に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合においてその職員に配偶者がないときはその旨を含む。)を任命権者に届け出なければならない。
 - (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある 場合
 - (2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。)
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となつた日で同項の規定による届け出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から

開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれの者が転職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出にかかるものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においては、その事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これにかかる事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合に おいては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の 初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定す る。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生 じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
 - (1) <u>扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実</u>が生じた場合
 - (2) <u>扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた</u>場合
 - (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るも ののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子 となつた場合)

(地域毛当)

第7条の3 (略)

2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合 2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合 計額に100分の4を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第8条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) (略)
- (2) 第8条の3第1項又は第3項により単身赴任手当を支給される 職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情 にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住居 (規則で定める住居を除く。)を借り受け、月額16.000円を超 える家賃を支払っているもの又はこれらのものを権衡上必要 があると認められるものとして規則で定めるもの

2·3 (略)

(通勤手当)

第8条の2 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため、交通機関又は有料の道路(以下この項 において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は 料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負 担する事を常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤 することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通 機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の

(地域毛当)

第7条の3 (略)

計額に100分の3を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第8条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) (略)

(新規)

2·3 (略)

(通勤手当)

第8条の2 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため、交通機関又は有料の道路(以下この項及び次 項において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は 料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負 担する事を常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤 することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通 機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の

通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び第3号に掲げ る職員を除く。)

(2) · (3) (略)

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各 号に定める額とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、町長が規 則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の 通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項 において「運賃相当額」という。)。

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、 自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合 の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離の 事情を考慮して町長が規則で定める区分に応じ、前2号に定め 通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び第3号に掲げ る職員を除く。)

(2) · (3) (略)

- 号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、町長が規 則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の 通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号及び第3号 において「運賃相当額」という。)。ただし、運賃相当額を支 給単位期間の月数で除して得た額(以下「1カ月当たりの運賃 等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期 間につき、55.000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当 該職員が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃等の 額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合 計額が55.000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る 支給期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当 該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- (2) (略)
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、 自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合 の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離の 事情を考慮して町長が規則で定める区分に応じ、前2号に定め

	る額
	、第1号に定める額又は
	前号に定める額
3	運賃相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機

3 運賃相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機 関等が2以上ある場合においては、その合計額)、前項第2号に定 める額をその支給単位期間の月数で除して得た額の合計額が15 0,000円を超える職員の通勤手当の額は、当該職員の通勤手当に 係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

- 4 (略)
- <u>5</u> (略)
- <u>6</u> (略)
- <u>7</u> (略)

(単身赴任手当)

第8条の3 勤務場所を異にする異動又は勤務場所の移転に伴い、 住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない 事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員 で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又 は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所に通勤することが 通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難である る額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計 額55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当にかかる支 給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に 当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額 又は前号に定める額

(新規)

- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 (略)
- 6 (略)

(新規)

と認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合には、この限りでない

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円(規則で定めるところにより 算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下「交 通距離」という。)が規則で定める距離以上である職員にあって は、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に 応じて規則で定める額を加算した額)とする。
- 3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上 必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2 項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(管理職員特別勤務手当)

第14条の2 第13条の2第1項の規定に基づく町長が規則で定める職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務運営の必要により勤務時間等条例第3条第1項第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に<u>勤務をした</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第14条の2 第13条の2第1項の規定に基づく町長が規則で定める職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務運営の必要により勤務時間等条例第3条第1項第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に<u>勤務した</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、第13条の2第1項に規定する管理職 手当の支給を受ける職員が災害への対処その他臨時又は緊急の 必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含 まれる時間を除く。)であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務 をした場合は、当該職員には、管理職特別勤務手当を支給す る。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、<u>次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあたつては、その</u>額に100分の150を乗じて得た額)とする。

- (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を 超えない範囲内において規則で定める額
- (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超 えない範囲内において規則で定める額

4 (略)

(期末手当)

第15条 (略)

第15条の2 次の各号のいずれかに該当するものには、前条第1項 の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号 (新規)

3 管理職員特別勤務手当の額は、<u>次の各号に掲げる場合の区分に</u> 2 管理職員特別勤務手当の額は、<u>前項の規定による勤務1回につ</u> 応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時 き、12,000円を超えない範囲内において町長が規則で定める額

とする。<u>ただし、前項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して町長が規則で定める勤務にあたつては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額とする。</u>

3 (略)

(期末手当)

第15条 (略)

第15条の2 次の各号のいずれかに該当するものには、前条第1項 の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号 に掲げるものにあつては、その支給を一時差し止めた期末手当) は、支給しない。

 $(1)\sim(2)$ (略)

- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する 支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除 く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘</u> 禁刑以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める 処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、そ の者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の 刑に処せられたもの
- 第15条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職した者が次のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
 - (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2~4 (略)

に掲げるものにあつては、その支給を一時差し止めた期末手当) は、支給しない。

(1)~(2) (略)

- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する 支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除 く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁</u> 錮 以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める 処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、そ の者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の 刑に処せられたもの
- 第15条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職した者が次のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
 - (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2~4 (略)

- 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該 当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消 さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑 事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すこ とが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、こ の限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつ た行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなか つた場合

(2)~(3) (略)

6~8 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

- 第17条の2 第4条第1項から第8項まで、第7条 の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。
- 員には適用しない。

- 当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消 さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑 事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すこ とが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、こ の限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつ た行為に係る刑事事件に関し禁錮 以上の刑に処せられなか つた場合

(2)~(3) (略)

6~8 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

- 第17条の2 第4条第1項から第8項まで、第7条、第7条の2及び第8 条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。
- 員には適用しない。

別表第1(第3条関係)

職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
区分	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	311	円		円	円	円	円
	1	183,500					
	2	184,600					
	3	185,800					
	4	186,900					
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328, 300	361,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
定年前	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
再任用	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333, 400	366,600
短時間 勤務職	9	194,500	242,000	273,300	309, 100	335,000	368,000
到 領 員 以 外	10	196,200	243, 400	274,300	310,700	336,700	369,600
の職員	11	197,800	244, 800	275,300	312,300	338, 400	371,200
の人職員	12	199,400	246, 200	276,400	313,900	340,000	372,700
	13	201,000	247, 400	277, 400	315,400	341,500	374,600
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343, 100	376,500
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344, 700	378,400
	16	206,100	251,000	281, 200	320, 200	346, 200	380,200
	17	207,400	252, 100	282,500	321,700	347,600	381,700
	18	209,000	253, 200	283,800	323,400	349,300	383,500
	19	210,600	254, 300	285,000	325,000	350,900	385,200

別表第1(第3条関係)

職員の	職務の級	1 ;	級	2	級	3	級	4	級	5	級	6	級
区分	号俸	俸給月額	額	俸給月	割額	俸給月	月額	俸給月	月額	俸給	月額	俸給	月額
			円		円		円		円		円		円
	1	183	,500	230	0,000	261	, 300	287	, 300	309	, 800	335	,000
	2	184	,600	23	1,500	262	, 300	288	, 900	311	, 500	336	,900
	3	185	,800	233	3,000	263	, 300	290	, 400	313	, 200	338	,700
	4	186	,900	234	4,500	264	, 300	291	, 900	314	, 700	340	,500
	5	188	,000	236	6,000	265	, 300	293	, 400	316	, 100	342	, 200
定年前	6	189	,700	237	7,500	266	, 300	294	, 900	317	, 400	343	,900
再任用	7	191	,300	239	9,000	267	, 300	296	, 300	318	, 700	345	,500
短時間	8	192	,900	240), 500	268	, 300	297	,600	320	,000	347	, 200
勤務職	9	194	,500	242	2,000	269	, 300	298	, 800	321	, 300	348	,800
員以外	10	196	,200	243	3,400	270	, 300	300	, 300	323	, 100	350	,500
の職員	11	197	,800	244	4,800	271	, 300	301	, 800	324	, 900	352	, 100
マク州 八八	12	199	,400	246	6, 200	272	, 300	303	, 200	326	,600	353	,700
	13	201	,000	24'	7,400	273	, 300	304	, 600	328	, 300	355	, 200
	14	202	,700	248	3,600	274	, 300	305	, 700	330	,000	356	,900
	15	204	,400	249	9,800	275	, 300	306	, 700	331	, 700	358	,500
	16	206	, 100	25	1,000	276	, 400	307	, 900	333	, 400	360	, 100
	17	207	,400	252	2, 100	277	, 400	309	, 100	335	,000	361	,700
	18	209	,000	253	3,200	278	, 700	310	, 700	336	,700	363	,500
	19	210	,600	254	4,300	280	,000	312	, 300	338	, 400	365	,000

						_	 							
20	212,100	255, 400	286,200	326,600	352,500	386,800	20)	212,100	255, 400	281, 200	313,900	340,000	366,600
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	21		213,600	256, 400	282,500	315,400	341,500	368,000
22	215,200	257, 400	288,500	329,700	355, 200	389,900	22	2	215, 200	257, 400	283,800	317,000	343, 100	369,600
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	23	;	216,800	258, 400	285,000	318,600	344,700	371,200
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358, 200	392,700	24	ļ	218,400	259,400	286, 200	320,200	346,200	372,700
25	220,000	260,400	292,400	334, 200	359,900	394, 100	25	,	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	26	;	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500
27	223,000	262, 200	294, 400	337,800	363,400	396,500	27	,	223,000	262, 200	289,800	325,000	350,900	378,400
28	224,300	263, 100	295,500	339,400	365, 100	397,500	28	}	224,300	263, 100	291,100	326,600	352,500	380,200
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	29)	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,70
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	30)	226,700	264,700	293, 400	329,700	355, 200	383,50
31	227,800	265,500	298,900	344, 100	369,000	400,900	31		227,800	265,500	294, 400	331,400	356,700	385,20
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	32	2	228,900	266,300	295,500	333,000	358, 200	386,80
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	33	}	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,50
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	34	ŀ	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,90
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404, 100	35	,	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,30
36	233,300	269,300	305, 200	352,800	374,500	404,800	36	j	233,300	269,300	300, 100	339,400	365, 100	392,70
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	37	,	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,10
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	38	}	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,30
39	236,400	271,600	309, 100	357, 100	377, 100	406,500	39)	236,400	271,600	303, 900	344, 100	369,000	396,50
40	237,300	272, 300	310,400	358,500	377,900	406,900	40)	237,300	272,300	305, 200	345,700	370,400	397,50
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	41	,	238, 200	273,000	306, 500	347,400	371,500	398,60
42	239,100	273, 800	313,000	360,800	379,500	407,500	42	2	239,100	273,800	307,800	349, 200	372,400	399,80
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	43	}	239,900	274,600	309, 100	351,000	373,400	400,900

	44	240,700	275, 300	315,400	362,800	381,000	408,100		44	240,700	275, 300	310, 400	352,800	374,500	402,000
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400		45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400
	47	242,600	277, 400	318,900	365,700	383, 100	409,000		47	242,600	277, 400	314, 300	357, 100	377,100	404,100
	48	243,200	278, 100	320,200	366,700	383,800	409,300		48	243,200	278, 100	315,400	358,500	377,900	404,800
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384, 300	409,500		49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000
	51	245,000	280, 200	323,900	369,000	385,500	410,100		51	245,000	280, 200	318,900	361,800	380,300	406,500
	52	245,500	280,900	325, 100	369,600	386,200	410,400		52	245,500	280,900	320, 200	362,800	381,000	406,900
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300
	54	246,400	282, 200	327,500	370,600	387, 200	410,900		54	246,400	282, 200	322,700	364,800	382,400	407,500
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		55	246,700	282,800	323, 900	365,700	383,100	407,800
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388, 300	411,500		56	247,000	283,500	325, 100	366,700	383,800	408, 100
	57	247,300	284, 100	330,400	372,300	388,700	411,700		57	247,300	284, 100	326,400	367,600	384,300	408,400
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700
	59	247,900	285, 400	332,000	373,700	389,900	412,300		59	247,900	285, 400	328,600	369,000	385,500	409,000
	60	248,200	286, 100	332,800	374,300	390,400	412,500		60	248, 200	286, 100	329,700	369,600	386,200	409,300
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500
	62	248,800	287, 400	334,000	375,100	391,300	413,000		62	248,800	287, 400	331,300	370,600	387,200	409,800
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393, 100	414,000		66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900
	67	250,300	290, 100	337,500	377,900	393,500	414,300		67	250,300	290, 100	334,600	373,700	389,900	411,200
•								•							•

68	250,600	290,700	338, 100	378,500	393, 900	414,500		68	250,600	290,700	335, 300	374,300	390,400	411,500
69	250,900	291, 200	338,600	378,900	394, 200	414,700		69	250,900	291, 200	336, 100	374,600	390,800	411,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000		70	251,200	291,700	336,800	375, 100	391,300	412,000
71	251,500	292, 300	339,700	380,000	394,800	415,300		71	251,500	292, 300	337,500	375,700	391,800	412,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500		72	251,800	292,900	338, 100	376,300	392,400	412,500
73	252,100	293, 400	340,600	381,000	395, 200	415,700		73	252,100	293, 400	338,600	376,600	392,700	412,700
74	252,400	293, 900	341,100	381,600	395,500			74	252,400	293, 900	339, 200	377,200	393,100	413,000
75	252,700	294, 300	341,500	382,100	395,800			75	252,700	294, 300	339,700	377,900	393,500	413,300
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000			76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396, 200			77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700
78	253,600	295, 100	342,800	383,300	396,500			78	253,600	295, 100	341,100	379,400	394,500	414,000
79	253,900	295, 300	343,300	383,700	396,800			79	253,900	295, 300	341,500	380,000	394,800	414,300
80	254,200	295,600	343,800	384, 100	397,000			80	254, 200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
81	254,500	295,800	344, 100	384,500	397, 200			81	254,500	295, 800	342,300	381,000	395,200	414,700
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500			82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800			83	255, 100	296,300	343,300	382, 100	395,800	415,300
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000			84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398, 200			85	255,700	296,800	344, 100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297, 100	346,000					86	256,000	297, 100	344,500	383,300	396,500	
87	256,300	297, 400	346,400					87	256,300	297, 400	344, 900	383,700	396,800	
88	256,600	297,700	346,800					88	256,600	297,700	345,300	384, 100	397,000	
89	256,900	298,000	347,000					89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	
90	257,200	298, 300	347,400					90	257,200	298, 300	346,000	385,000	397,500	
91	257,500	298,600	347,800					91	257,500	298,600	346, 400	385, 400	397,800	

92	257,800 29	9,000 348,20	0		92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	
93	258, 100 29	9, 200 348, 40	0		93	258,100	299, 200	347,000	386,100	398, 200	
94	29	9,400 348,80	0		94		299, 400	347, 400			
95	29	9,700 349,20	0		95		299,700	347,800			
96	30	0,100 349,50	0		96		300, 100	348, 200			
97	30	0,300 349,80	0		97		300, 300	348, 400			
98	30	0,600 350,20	0		98		300,600	348,800			
99	30	1,000 350,60	0		99		301,000	349, 200			
100	30	1,400 351,00	0		100		301,400	349,500			
101	30	1,600 351,50	0		101		301,600	349,800			
102	30	1,900 351,90	0		102		301,900	350, 200			
103	30	2,200 352,30	0		103		302, 200	350,600			
104	30	2,500 352,70	0		104		302,500	351,000			
105	30	2,700 353,20	0		105		302,700	351,500			
106	30	3,000 353,60	0		106		303,000	351,900			
107	30	3,300 353,90	0		107		303, 300	352, 300			
108	30	3,600 354,20	0		108		303,600	352,700			
109	30	3,800 354,70	0		109		303,800	353, 200			
110	30-	4, 200			110		304, 200	353,600			
111	30-	4,600			111		304,600	353, 900			
112	30-	4,900			112		304, 900	354, 200			
113	30	5, 100			113		305, 100	354, 700			
114	30	5, 300			114		305, 300				
115	30	5,600			115		305,600				

定年前短時間		円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294, 900	320,600	定年前:短時間!		19
	125		308, 500						125	
	124		308, 200						124	
	123		307, 900						123	
	121 122		307, 400 307, 600						121 122	
	120		307,000						120	
	119		306,700						119	
	118		306, 400						118	
	117		306, 200						117	
	116		306,000						116	

短時間!	勤務職	192,000	219, 500	260,000	279,700	294, 900	320,600
定年前	再任用	円	円	円	円	円	円
	125		308,500				
	124		308, 200				
	123		307,900				
	122		307,600				
	121		307,400				
	120		307,000				
	119		306,700				
	118		306,400				
	117		306, 200				
	116		306,000				

一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年条例第18号)新旧対照表

改正後(案)

(特定任期付職員の給与の特例)

第7条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	392,000円
2	440,000円
3	492,000円

2 (略)

(削除)

2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の2第1項及び第15条第 2項の適用については、給与条例第14条の2第1項中「第13条の2 第1項の規定に基づく町長が規則で定める職にある職員」とある のは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項の 現行

(特定任期付職員の給与の特例)

第7条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	374,000円
2	422,000円
3	472,000円

- 2 (略)
- 3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げた と認められる職員には、町長が規則で定める額を特定任期付職 員業績手当として支給することができる。
- 第8条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年8月三宅町条例 第38号。以下「給与条例」という。)第3条から第4条、第7条、 <u>第7条の2、</u>第8条、第10条から第12条<u>、第13条の2及び第16条</u>の 規定は、特定任期付職員には適用しない。
- 2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の2第1項及び第15条第 2項の適用については、給与条例第14条の2第1項中「第13条の2 第1項の規定に基づく町長が規則で定める職にある職員」とある のは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項の

給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第15条第2項中「100 分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第16条第2項第 1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。 (非専門的任期付職員の給与の特例)

第10条 (略)

2 給与条例第7条 及び第8条の規定は、任期付短時間勤 2 給与条例第7条、第7条の2及び第8条の規定は、任期付短時間勤 務職員には、適用しない。

3 (略)

給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第15条第2項中「100 分の130」とあるのは、「100分の167.5」

_とする。<u>とす</u>

る。

(非専門的任期付職員の給与の特例)

第10条 (略)

- 務職員には、適用しない。
- 3 (略)

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(令和4年条例第1号の17)新旧対照表

改正後(案)
(扶養手当)
第5条 (略)
2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がな

- 2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (削除)
- (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 満22歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある孫
- (3) ~ (5) (略)

(管理職員特別勤務手当)

- 第11条の2 第4条の規定に基づく管理者が指定する職にある職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)又は休日等に<u>勤務をした</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する
- 2 前項に規定する場合のほか、第4条の規定に基づく管理者が指定する 職にある職員が災害への対処その他臨時又は緊急の必要により午後10 時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれている時間を除く。) であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員に は、管理職特別勤務手当を支給する。

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第18条 第5条 の規定は、地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

現行

(扶養手当)

第5条 (略)

- 2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子<u>及び孫</u> (新規)
- (3) ~ (5) (略)

(管理職員特別勤務手当)

第11条の2 第4条の規定に基づく管理者が指定する職にある職員が、臨時 又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日(勤務時間を割 り振らない日をいう。)又は休日等に<u>勤務した</u>場合は、当該職員に は、管理職員特別勤務手当を支給する

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第18条 第5条<u>及び第6条</u>の規定は、地方公務員法第22条の4第1項若しくは 第22条の5第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項 の規定により採用された職員には適用しない。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和5年条例第4号)新旧対照表

改正後(案)	現行
附 則 (施行期日) 第1名,第2名 (吸)	附 則 (施行期日) 第1名,第8名 (略)
第1条~第8条 (略) (経過措置) 第2条~第8条 (略)	第1条~第8条 (略) (経過措置) 第2条~第8条 (略)
第9条 一般職の職員の給与に関する条例第4条第1項から第8項まで、第7条の規定は、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員には適用しない。	第9条 一般職の職員の給与に関する条例第4条第1項から第8項まで、第7条 <u>から第7条の2まで、第8条</u> の規定は、暫定再任用職員 及び暫定再任用短時間勤務職員には適用しない。
第10条 (略)	第10条 (略)